

# 第 65 回和光市都市計画審議会会議録

平成 21 年 7 月 16 日 (木) 502 会議室  
平成 21 年 7 月 27 日 (月) 503 会議室

第 6 5 回 和 光 市 都 市 計 画 審 議 会			
開 催 日	平成21年 7月16日 (木)	開会時間	10時00分
会 場	市役所5階502会議室	閉会時間	12時20分
開 催 日	平成21年 7月27日 (月)	開会時間	13時30分
会 場	市役所5階503会議室	閉会時間	15時10分
委員の出欠	出席	欠席	幹事
	神杉 一彦 金子 正義 田中 重夫 原田 政雄 荻野 比登美 佐久間 美代子 西川 政晴 野口 保 西田 幸夫 柳下 正一		建設部長 加藤 昇 都市整備課長 牧野 里行 事務局 都市整備課 主幹 並木 雅治 副主幹 加藤 賢司 副主幹 佐々木一弘 統括主査 新坂 年章 主任 野中 大介 主任 黒田 繁 建築課 主幹 小池 義明 傍聴者 5名 (7月16日) 0名 (7月27日)
議 案	(1) 和光市景観計画の策定について		

平成21年7月16日 (木曜日)

発言者

議事

事務局

大変お待たせいたしました。開催に先立ちまして、ご報告がございます。和光市都市計画審議会条例第2条第1項第2号の規定により市議会より選出されておりました委員のうち、上野君子委員、齊藤秀雄委員が辞任をされました。後任といたしましてお2人の委員が任命されましたので、ご紹介させていただきます。荻野比登美委員でございます。佐久間美代子委員でございます。よろしく願いいたします。

それでは、和光市都市計画審議会を開催いたします。

本日の審議会は、和光市都市計画審議会条例第5条第1項の規定によりまして、委員の半数以上が出席されておりますので、審議会は成立いたしております。

それでは、開会にあたりまして、市長よりご挨拶を申し上げます。お願いいたします。

市長

おはようございます。本日は、ご多用中にもかかわらず、和光市都市計画審議会に

ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。皆様には、日頃から市の都市計画事業の推進にあたり、多大なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、市民生活に欠かすことのできない都市基盤整備の一つとしまして土地区画整理事業がごございます。現在施行中であります駅北口土地区画整理事業、中央第二谷中土地区画整理事業及び越後山土地区画整理事業につきましては、事業の計画的な進行のために出来得る限りの支援を行っているところでございます。また、前回ご審議いただきました和光北インター地域土地区画整理事業及び白子三丁目中央土地区画整理事業につきましては、皆様ご存知かとは思いますが、埼玉県都市計画審議会におきまして継続審議との結果となりました。市としましては、この結果を真摯に受け止め、事業の円滑な推進に向けた更なる努力を重ね、市一丸となって取組んで参りたいと考えております。今後とも、皆様には和光市の都市計画行政に対しましてのご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、本日諮問いたします案件は、「和光市景観計画の策定について」でございます。その後、和光北インター地区及び白子三丁目地区についてご報告をさせていただきたいと思っております。詳細につきましては、後ほど事務局からご説明いたします。委員の皆様には諮問した案件につきましてご審議いただき、答申していただければと思っております。よろしくお願い申し上げます。

それでは諮問させていただきます。

平成21年7月16日和光市都市計画審議会会長様、和光市長松本武洋、和光市景観計画の策定について諮問、このことについて景観法第9条第2項の規定により、下記のとおり審議に付します。

記、諮問事項(1)和光市景観計画の策定について、よろしくお願い申し上げます。

事務局

誠に恐れ入りますが、市長はここで退席させていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

「市長退席」

事務局

それでは議事の進行につきましては、和光市都市計画審議会規則第3条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に審議の進行をお願いいたします。

神杉会長

それでは、議事を進めます。和光市都市計画審議会規則第4条第2項の規定に従いまして会議録の署名委員に、田中委員・荻野委員を任命いたします。議事に入る前に報告事項がありますので事務局から報告を求めます。

事務局

本日の審議会には傍聴の希望がございましたので、傍聴者を入室させてよろしいでしょうか、委員の皆様にお伺いします。

委員一同

異議なし

事務局

有難うございます。傍聴者に入室していただきたいと思っております。

「傍聴者入場」

事務局  
神杉会長  
幹事

それでは会長お願いいたします。

それではこれより審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

説明に入ります前に、今回ご審議いただく和光市景観計画案の内容が多く、全体を一括して行ってしまうと分かりづらくなってしまいますので、まず全体の説明をさせていただき、最初に序章について、次に必須事項であります第1章から第3章について、最後に任意事項であります第4章から第6章について、と3つに分けて質疑応答を行い、ご意見を頂くような形にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。

まず上位計画における位置付けでございますが、和光市第三次総合振興計画後期基本計画の「重点目標3 地域の資源を育てるまち」の中で景観法の制定に基づき、景観を守るための仕組みの整備として、景観計画及び景観条例の策定を目指すとして定めております。

次にこれまでの経緯と今後の予定についてご説明いたします。総合振興計画の位置付けに基づきまして景観行政団体へ移行するべく県との協議を行い、平成20年5月に同意を受けております。景観計画・条例の策定にあたりましては、和光市の景観について独自性を有し、様々な視点からの意見を取り入れるため、公募による市民や専門知識を有する方、自治会・商工会・NPO団体の代表の構成委員8人による検討委員会を平成20年6月30日に立ち上げました。平成20年度に5回、検討委員会を開催するとともに、これと並行し、平成20年6月4日に市職員11人による庁内検討委員会を立ち上げ、6回の委員会を開催し、景観計画素案および景観条例素案を作成いたしました。なおこの両案については、市民参加条例に基づき、平成21年5月1日から20日までパブリックコメントを行い、13名の方から多くのご意見を頂きました。これと合わせ、説明会を5月7日に開催しております。今回お配りいたしました景観計画（案）は、頂いたご意見を取り入れながら最終案とし作成したものでございます。

今後のスケジュールでございますが、本日の審議会でご承認を頂いたのち、景観条例を議会に上程し可決を得られましたら、条例の公布、景観計画の告示を行う予定となっております。なお、市民の皆様及び事業者の理解を得られますよう一定の周知期間を設け、来年4月1日の施行を予定しております。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

まず目次をご覧ください。本景観計画は、序章から第6章までで構成されております。こちらにある章のうち、第1章から第3章までは、景観法に基づき景観計画で必ず定めることとされている必須事項となっております。その他の章については、任意の選択事項となっております。それでは1ページをご覧ください。まず序章では、計

画の基本事項を掲げております。策定の背景、計画の目的・位置付けや本市の景観づくりが、都市と自然との調和を大切にし、和光らしさのあるまちなみの実現を守り、育てていく取り組みであり、緑豊かな景観を次世代に引き継ぐことを記載しております。また、その景観づくりに向けた市民・事業者・市の役割についてと和光市の特性・資源の自然景観要素、人工的景観要素、文化・歴史的景観要素について説明しております。

次に、16ページをご覧ください。第1章では、景観計画区域を市全域としております。これは現在、和光市は埼玉県景観計画・景観条例の適用を受けておりますが、和光市独自の景観計画・景観条例に移行する際、県の基準以下とならないように全域としております。

第2章は、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針でございます。市民、事業者及び市が共通の認識を持つことが景観づくりの前提条件となることから、共有の目標を設定しております。景観づくりの目標、基本方針を定め、景観軸と景観拠点の形成を位置付けております。また、市内全域を9つのゾーンに分け、それぞれの景観形成方針を定めております。

次に30ページをご覧ください。第3章は、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項となっております。第2章の方針に沿って、景観づくりを推進するため、建築物の規模や形態意匠、色彩などの点から景観への配慮を求める景観形成基準を設定しております。一定規模以上の届出対象行為を設定し、景観の適切な誘導を図るために、外観の色彩等については勧告及び変更命令を行うための基準を設けております。特に、建築物の新築、増築、改築、移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更では、高さを10メートル又は建築面積500㎡を超えるものを届出対象行為としております。これは、県の届出対象基準である高さ15m、建築面積1,000㎡を超えるものよりも厳しく、届出対象となる行為の拡大を図っております。

次に38ページをご覧ください。第4章では、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針を定めております。これは、良好な景観に寄与する重要建造物の指定方針や管理方針、また、重要な樹木についても建築物と同様に、景観重要樹木の指定の方針を定めております。

続きまして40ページをご覧ください。第5章では、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項について方針を定めております。

第6章では、景観重要公共施設の整備に関する事項として、本市の玄関口となる和光市駅前の南口・北口広場とそれに接する道路の整備に関する方針を定めております。

以上のように和光市景観計画は、「景観」をまちづくりの一環として捉えており、和光市まちづくり条例の規定と同様に良好な景観の形成を推進し、住みやすいまちの実現に寄与することを目的としております。まちの特色や地域の個性を生かした良好な景観を次世代に引き継ぐことを目指し、都市と自然との調和を大切にする景観づくりのため市民・事業者及び市が一体となって守り育て、創っていく活動の推進についての基本的考え方を示した内容となっております。

説明は以上でございます。なお質疑につきましては、担当より回答させていただきます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

神杉会長

ただいま詳細にわたりご説明いただきましたが、序章の計画の基本的事項等につきましてご質問がありましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

西川委員

序章の計画の目的の項目ですが、一番最後に活動の推進についての基本的な考え方を示すというような表現で目的として入っておりますけれども、これは手段であって計画の目的が手段であるのは私はおかしいと思うのですが、その辺の考え方となぜこのような表現になったのか聞かせて下さい。あくまでも計画ですから条例を策定するにあたっての基本的なものが形として表れるものであって、手段をここで表現するものではないと私は計画というものを捉えているのですが、そういう表現が使われた意味を教えてください。

事務局

序章に計画の目的を挙げさせていただきましたが、良好な景観を次世代に引き継ぐことを目指し、その為に事業者、市民、市が一体となってその姿を守り育てる基本的な考え方を目的とさせていただきます。

西川委員

それは手段として表されるものであって、これは計画という性格のものですよね。条例につながる計画という性格の中に手段が書かれているということはちょっと不適切と判断しているので、それに対して回答することはできないと思います。基本的な考え方があってこういう街に形成しますと目的がはっきりするのは良いのですが、考え方を推進することは計画ではないです。物を形成するために目的があるのであって考え方を推進するのが計画ではないと思うのですが。必ず目的は形成するということで終わっているもので、考え方を推進するという点では終わっていない。そういう点でこの文章は、計画として全部中途半端な表現になっているというのが全体の計画書の印象なので、その点も含めてお答えいただきたい。

事務局

繰り返しになりますが、良好な景観を引き継ぐことを目指すということを目的とさせていただきます。

西川委員

それだと計画ではないでしょ。目的ではないし計画の目的でもないでしょ。

幹事

はっきりと目的と謳っている表現の方がよろしいという西川委員の意見なのだと思いますが、こちらの考えといたしましては、先ほど担当の方でもお答えしましたように、次世代にこの景観を引き継ぐことを目指す。それについては、市民、事業者、

市が一体となってそういった活動を推進する基本的なことが必要だという、そういうものを入れ込んだものを一体的な目的として捉えているということでこういった表現にしているということです。

西川委員 その方向でいくと、景観計画の素案の前の段階の景観基本計画だというなら話は分かります。ところが、具体的に実施しようとする景観計画の場合は、この目的の表現では中途半端じゃないですかということです。

幹事 こちらの景観計画につきましては基本計画を作って実施計画を作るという手法ではございません。この計画の中に全て基本的なものから実施的なものまで盛り込まれたものが和光市の景観計画という手法でやっておりますので、今、委員がおっしゃっているような作り方でやっているのではございません。

西川委員 だったら、なおさら目的をもっと明確な形で表し、何を形成するための目的なのかしっかりした文章にしていきたい。

事務局 この目的をまず定めた後、次に展開していくように具体的な事項を示す形でこの景観計画を作成しております。

荻野委員 すみません。ちょっと関連した話になるので、この目的の中の文章だけを見ていくと、現在の和光市の景観は次世代に引き継ぐような良好な景観であると認めた上で進めようとしているように受け取れるのですが、その辺がちょっと違うのかなと思います。この序章のところには、残念ながら今の街の景観についての問題点には触れておりません。こういう問題点も改善する方向でこういう景観計画を策定しているのか、そういう姿が全然分からない。こういう文章では全然伝わってこない。先ほど西川委員のおっしゃったのは、そういうところにひとつの原因があるのではないのかなと思います。今の序章のところを見せていただくと課題とかも書いてはあるのですが、和光市の成り立ちから昭和30年代までの時代はこうだったというのが掲載されていて、その後には本市の特徴だけが出ていて、今まさに虫食い状態で色々な住宅が立ち並んで景観が徐々に破壊されているという現状認識がない。違いますか。

事務局 15ページをお開き下さい。そこに景観づくりに当たっての課題ということで、「ア 愛着や誇りを持つことのできるまちづくり、イ 都市と自然の調和を図るまちづくりを進めること、ウ 市民、事業者及び市の協働により景観づくりを進めること」を記載し、この中で問題提起と課題を挙げさせていただいて、これを分析して次の具体的な展開に移っていくというところで現状認識を行っております。

荻野委員 課題として出ているとなっているのですが、計画の目的の一番大事なところに街の特性や、地域の個性を出した良好な景観を次世代に引き継ぐことを目指しているとだけになっていると、そういう課題が後ろの中では出てくるかも分かりませんが、今の現状認識は、和光の街は良好な景観であるという前提で進めているという風にしか受け取れないという話になるのではないのでしょうか。

野口委員 　　とりあえず、和光市の現状認識をもうちょっと具体的に書いて、その改善策を明記した形でこの景観計画を立てる必要があり、その具体的で分かりやすい形にするという意識が欠けているのではないかという指摘であると思いますが、いかがですか。

事務局 　　序章としまして1から6までで構成をさせていただいている基本的な事項の中で和光市の景観資源あるいはそういう課題などを挙げさせていただきました。それは、最初の目的の段階で書ききれないことを序章全体の中で補うという形で作成しているということです。

西川委員 　　それは、おかしいと思います。目的は目的であって、手段ではないのです。そこで何を形成するのかという目的が明確に書いていない限りは、後の手段がどうあろうと何の意味もないことになります。現在の計画の目的は、あくまでも手段を書いてあるのであって、目的、何かを形成しようとしている文章ではないということです。だから、目的としては、不適切ではないですかということです。

事務局 　　あのちょっと先に移ってしまいましたが、第1章で和光市を調べて基本的な事項を挙げさせていただいて、第2章の方で良好な景観形成に関する方針という形で目的を受けて具体的な方針を展開するという方法をとっております。

西川委員 　　その為には、目的がはっきりしていないとならないわけです。この案では目的として不適切ではないかということです。

事務局 　　それでは、目的の表現についての部分が明確に書かれていないという意見を数名の委員さんからいただいたということでございますので、その意見が審議会の統一意見として市に回答するということになりましたら、それについてはこちらでも再考いたしまして、取り入れられる部分については取り入れるというような対策をしたいと思っております。その目的の部分がこの表現ではなく、もうちょっと明確なものを入れ込んだ形での表現に変えるべきだというような意思統一を審議会の中で図っていただければ、それに基づいて加筆修正を行いたいと考えております。

神杉会長 　　今、発言がありましたように、この目的についての皆さんのご意思が決まれば、再度検討し、それを取り入れた形で加筆修正するというお話ですがいかがでしょうか？

佐久間委員 　　市内の現状認識について意見が出されているわけですがけれども、県の景観条例の基準に照らして、現在の和光市の現状認識を行うとどうでしょうか。

事務局 　　策定の背景に書いてございますが、埼玉県景観条例、景観計画と比べますと、今回の和光市の計画では届出対象の拡大等、厳しく制限は定めております。

佐久間委員 　　届出対象の範囲、基準が厳しくなっているという説明があったわけですが、序章のところでもう少し和光市の現状を明らかにした形で書いて目的も明らかにすることが必要だと思うのですが。そうすると例えば色彩などにおいても現状認識として現在の県の条例には適合しているということよろしいですか。

事務局 　　基本は県の基準に適合させております。



神杉会長 色々ご意見が出ておるようでございますけれども、今の一連のご発言をご意見として取り入れるか賛否を問いまして、次を考えるとということにさせていただけたらと思います。他にまだ審議する事項がたくさんございますので、他に今ご説明いただいたことにご意見があったとしても、ただいまのご意見について賛否を問うた後に他のご意見をいただいきたいと思うのですがどうでしょうか？

西田委員 この計画というのは本来非常に分かりづらいもので、計画から制限まで掛かっていて、後ろの制限の部分はわかりづらいと言えればわかりづらいのですが、はっきりしている。前と後ろの関係がどういうつながりがあるのかははっきりしないから問題が起こる。だからそこを明確にさせていただければ、分かり易いものになると思います。例えば、写真が入っていますよね。この写真は市の資源で良好な景観として評価して載せていると思うのですが、これらの写真が景観資源の要素ということで大体これが市の良い景観のイメージということですよ。

事務局 8ページ9ページにおきましては和光市の自然的要素の現状ということで紹介させていただいております。低地と台地に分けられる地形ですとか、河川、斜面緑地など主な自然的景観を載せさせていただいた。10,11ページにつきましては、主な都市景観資源を載せております。12,13ページでは、主な歴史・文化的資源を載せております。ですから写真は和光市の現状を挙げさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

西田委員 こういった写真ですが、後ろの方では出てきていないので、これが和光市の中心的資源として、良い景観として創っていく、守っていくと捉えているということですよ。写真というのは、この計画を見た人にとっては、イメージとして非常に重要なポジションを占めるものなので。

事務局 色そのものをここで誘導しているわけではございませんで、現状の写真を主な景観資源として説明するために代表的な写真を挙げさせていただきました。ですから、この写真は、現状の景観要素ということで色までこのように誘導しようというものではございません。

西田委員 和光らしさというのは、こういうバランス、色のバランスも含めて考えていただかないと。マンセル値とか我々も良く分からないもので、その指標だけで評価するだけでは意味がないと思います。絵や写真ははっきりしているので、正確なイメージとなるのではないですか。それともあくまでも資源の事例ということですか。

野口委員 確かにそういったことも大事なことなのですが、会長から先ほどお話があったように、まずこの計画の目的においてちょっと具体性に欠けるからこの中に和光市の現状と将来どのようにするのかということを確認にすべきだという意見であって、それに絞って審議しないと進んでいかない。

神杉会長 今、現状を踏まえた上での目的の明確さというものを序章の中で謳って、修正をし

ていただく。そして、今のような内容を付加するかしないかを賛否を問うて進めて参りたいと思うのですがどうでしょうか。

荻野委員

そういう方向で進めていただきたいと思います。私の意見を言わせていただければ、和光市の景観についての本当の現状認識が、背景のところにも、目的のところにも具体的には書かれていない。特に、国民の景観に対する意識の高まりがなぜ出てきたのか、これは、無秩序な都市開発を放置してきたという点があるわけですね。景観の素晴らしい写真が載っておりますが、これは和光市が誇る良好な景観だと思いますが、そうではないところの問題点が全然出てこないのです。この計画は、良いところだけを守ってそうではないものをどう誘導していくのかという話になるはずなのに、そこが最初の目的の一番大事な序章の一面に出ていないので、是非そういうところは、加えられた上でこういう方法で景観を形成していくという話がないと、良いところだけ守っていくのかという話になりかねないと思いますので、他の皆さんのご意見をいただいて審議会としてはそういう結論にさせていただくと良いかと思えます。

神杉会長

今、荻野委員にまとめていただきましたが、現状を踏まえた文章をどこかに加えて修正し、目的を明確にするか、ご提案されたもののままにするかということでの賛否を聞きたいと思えますがいかがでしょうか。よろしいですか。進めていくために今の色々でていました意見を序章の策定の背景の中、目的の中に加えていくということでもよろしいですか。では、正確に賛否を聞きたいと思えますが、今の目的の中に皆さんのご意見を加筆するという事で今の序章につきましてご賛意いただけます方は挙手をいただきたいと思います。もう一回お願いします。

委員一同

「挙手」

神杉会長

ありがとうございます。それではですね、今出ました序章に市の現状認識と改善を加え、計画の目的を明確にすることということで市長に答申したいと思えます。次に進みたいと思えます。続きましては、序章について、ただいまいただいたご意見の他に何かございましたらお願いいたします。

西川委員

次の計画の位置付けの部分に入るんですけども、その中に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針や都市計画マスタープラン、環境基本計画、緑地保全計画、緑の基本計画、他に農業関係もあるかと思うんですが、この序章では、部門別計画との連携を図りますという表現で終わってまして、具体的なことを書かないで、このようにした理由を教えてください。

事務局

3の計画の位置付けについてのご質問ですが、計画に関連があるものについて序章のほうで連携を図りますと説明しています。

西川委員

連携を図ることはやってもらわないと困ります。これが無いと何も意味がないので。そして、それがどのように次の28、29ページに繋がっていくのかを含めて、書いてないと。図りますで終わってしまうと計画として何も成り立っていないという

ことになってしまう。連携を図るために何をするのかということがどこに書いてあるのかなと思ったら、何も書いていないから、これは計画書ではない。連携を図るのは当たり前のこと、それをするために計画として何をしますということが、28、29ページにも書かれていないので、1ページの序章で連携を図りますと書いてある意味は何ですかと聞いているのです。ですから、どのような形で連携を図るのか決めておかないと、後の事業執行もできない。部門別の連携も明確に位置付けられないと後で環境課、都市整備課、市民環境課等とたらい回しの状態になるんじゃないかという気がします。それを防ぐためにも計画の段階で明確な形で表さなくてはならない。序章では、部門別計画と連携を図りますと29ページでは、庁内各課との連携体制を整備しますとあるのですが、他の市町村の計画を見ますと必ず庁内連絡協議会などを設置しますと明確な位置付けがされていますし、ただ整備しますというのでは不十分じゃないですかということです。今のままでは計画として意味がないと判断せざるを得ないのでその点をお聞きしたい。

事務局 今の29ページの庁内各課の連携体制を整備しますということに関して、ただ整備しますというだけじゃどうなんだというご指摘がありましたが、今後この計画を受けまして庁内連携体制の整備を具体的に考えていきたいと。また、景観条例の中では景観審議会の仕組みなどを定めていく予定でございます。

荻野委員 今のことに関してですけど、和光市景観条例の素案の中にはそういった庁内連携体制に関することは全然入っていないのですが、大体条例を作れば規則ができてきますが、規則に庁内体制の整備の具体的な内容を入れる予定はありますか。

事務局 庁内体制について規則に入れる予定はございません。

荻野委員 具体的にはどういう位置付けで実際に庁内体制を整備していくのでしょうか。どこにも明記しないし、その他の手続きをするわけでもないということですか。

事務局 景観について審議するために庁内外を問わない構成による体制を整備する、例えば景観審議会あるいは庁内景観検討委員会の創設といった中で連携を図っていくことは、方向性として考えております。

荻野委員 それでは分からない。答えになっていない。

野口委員 なかなか難しいところですが、計画に必ず具体的に書き込むことでもないとも思うし。連携体制を整えるということは当然必要なことで、定期的あるいは不定期に会議を行うにしても、今、市で何も明確に決まっていない状況では、具体的には記載できないが体制整備をやっていきますと言うしかないのではと思います。体制を整備するという意見は一致しているので、ご理解願って先に進めていただかないといけない。

神杉会長 今、野口委員からご意見を頂ましたが、庁内連携体制の整備というご意見が取り上げられたのですが、それを明文化するとか決まりを作らないといけないのか、あるいはここで明記していなくても、その都度庁内で呼びかけして集まるのが可能でそれ

で進められるのであれば、ここでお約束を頂いて良しとすることもできると思うのですが、いかがでしょうか。

幹事

最初の序章の中で部門別計画との連携を図るとあり、29ページの中で庁内各課との連携体制の整備内容について具体的な組織の整備に関し記載することが可能かどうかということでございますが、計画の段階では、まだ組織について具体的に書ける段階ではないと考えています。計画を進めるにあたって関連各所と調整を図りながら、庁内連絡組織の整備に向けたものを視野に入れておりますので、現在の表現でそういう含みを持たせた文章だと理解していただければと思います。

野口委員

そうするしかないと思います。そういう説明をせざるを得ないと思います。その形の中で理解していただいて、次に進めてもらえればと思います。

神杉会長

よろしいですか。はい。

荻野委員

あのただですね、やはりそういう体制を視野に入れてというぐらいの話だと、これは、環境保全、開発など関係し、そうすると部を跨った形で色々連携について合意が図れていないと動かないですよ。ですから、必ず庁内連絡体制を整備した上で進めるという方向性だけは、ちゃんと約束していただかないと、ただ書きました、できませんでした、こっちはこっちでやっていたということになりかねないと思いますので。今の段階ではまだ、政策会議などでそういう話はしていないということなのでしょうけれども、こういう話が都計審からも出てきたということで市長をはじめ各部長の中で認識をきちんと持っていただいた上で景観計画が始まった時には、環境課、市民環境部、教育委員会色々なところでの連絡会みたいなものは、定期的にどのように進めていくのか情報交換としての場だけでもきちんとするという方向性だけは約束していただきたいと思います。

神杉会長

よろしいでしょうか。

西川委員

これが、基本計画と実施計画が一緒のものと考えて進めていますということなので、それは無理があると思います。本来、基本計画として法律の位置付けによるものと、和光の景観形成を図る上での連携を一緒に入れているのでは、実施計画的な計画書というものと基本計画的な位置付けという部分をごっちゃになっている。計画となると、その計画に基づいて今後事業が進められていくという考え方で捉えますし、抽象的なものではなく実行を具現化するためのものであると考えます。ですから位置付けが、基本計画なのか実施計画なのかどっちなのか。それがはっきりしない限り皆さんも審議しづらいと思いますので、改めて我々にも受け入れやすいように整理して答弁していただければと思います。

野口委員

これは、各章を見ていけば分かるとおおり、基本計画だと思われる。実際の実施というのは、ケースバイケースでそれを計画としてすべて入れていくのは難しいと思います。ただ、和光市の計画として進めてきて、検討委員会等を経てできた計画案という

ものを今日は審議するという事なので、そういうことを踏まえて進めていかないと時間だけが掛かってしょうがない。

神杉会長

今、ご意見を頂きましたが、先ほどのことも踏まえて、荻野委員からお話があったように具体的に庁内の連携体制に関することをどこかに加えるなり、あるいは実施のお約束ができるということであつたらよろしいのかどうかをお尋ねしたいと思います。いかがでしょうか。特別な決まりがなくても庁内各課でのやりとりはできるのでしょうか。

幹事

先ほどの29ページに記載の庁内各課の連携体制の整備の中には、委員さんからのご指摘の通り、情報交換の場を設けるとか各部門ごとでも庁内連絡会議がありますので、そういうところでは各担当の方でも当然参加して連携ができるということもあります。そこでの議論で景観行政として庁内各課が一体となって行っていくことが可能ですので、そういうものを含んだものと解釈していただければと思います。

神杉会長

分かりました。

佐久間委員

審議会の進め方なのですけれども、採決をとってから議論するやり方はちょっと審議の仕方がおかしいのではないかと思うのですが。きちんと審議をしてから採決を取るという形にしていきたいと思うのですがいかがでしょうか。

事務局

申し訳ないですけど、今回の景観計画はある意味作文ですから色々な考えがあると思います。10人いたら10人考えが違ふと思います。よってどうしてもひとつずつの意見に対しての採決をやっていただくような形になります。

佐久間委員

だから、審議が済んでから採決をとってほしいのです。よろしいでしょうか。

神杉会長

今、佐久間委員からのお話ですが、採決と申しましたがひとつひとつの意見を審議会として採用するかしないかをお聞きしているのであって、章や計画全体の採決ということではございません。ひとつひとつの意見について賛同を得てから先に進めてよろしいですかという進行について、ご理解をいただかないと進まなくなってしまうので、ただいまの件についてはよろしいでしょうか。

佐久間委員

はい。

神杉会長

それでは、続けてまいりたいと思います。よろしいですか。それでは、序章につきまして先ほどの2点のご意見がございましたが、その賛否を聞きたいと思いますがいかがでしょうか。では、最初の序章に景観に関する現状認識と改善について明記し、計画の目的を明確にすることについて審議会の意見として採用することに賛成である方、挙手をお願いいたします。

委員一同

「挙手」

神杉会長

はい、ありがとうございます。それではこちらについては、当審議会の意見として市長に答申いたしたいと思っております。次に庁内連絡体制の整備についてでございますが、これについては整備することをここでお約束いただくということによろしいです

か。賛成の方、挙手をお願いしたいと思います。

委員一同  
神杉会長

「挙手」

はい、ありがとうございます。それでは次に入りたいと思います。必須事項でございます第1章の景観計画区域、第2章の景観区域における良好な景観の形成に関する方針、第3章の良好な景観形成のための行為の制限に関する事項に関しまして進めて参りたいと思います。その中でまずご質問いただきたいと思います。ご質問がなければご意見を頂戴したいと思うのですが。

原田委員

24ページのウなのですけれども、B地区北側低地、安らぎを感じる広々とした景観というところの(イ)東京外かく環状道路、国道254号バイパスの幹線道路を活用した緑豊かな都市景観の形成というのと、オのC地区北側低地、安らぎを感じる広々とした景観(ア)の北側低地一体にある農地の保全、広々とした周辺の景観に違和感なく調和するような建築物等の誘導というのがあるのですが、前回の審議会で27haを準工業地域にするというお話がありましたよね。あれができるとこういうことができなくなると思うのですが、その関連はどうなっているのですか。先ほど市長が北インター地区の件が、県で継続審議になっているという話がありましたが、あれとこれとの関連はどうなっているのですか。なぜ県では、継続審議になっているのですか。

幹事

継続審議につきましては、この後で景観計画の審議が終わった後に詳しく説明申し上げますので、そのときでよろしいでしょうか。

原田委員

はい。

事務局

24、25ページのゾーン別の景観形成方針については、和光市の都市計画マスタープランに設定しております地区区分と方針に合わせた形で設定しております。

野口委員

確かに原田委員からご指摘されたようにこの文章だけですとちょっと違和感を感じます。工業系の地域となる部分があるけれども、その中でも緑地やその他の景観に配慮したものでやっていくという意味だろうと思うのですが。そういう中で緑地や街並み、色も含めて地域性とのバランスをとった景観について述べているということをももう少し詳しく説明していただくと皆さんに分かり易いと思います。あそこに畑を残そうというのではなく、緑地や新たな街並み景観を作っていくのだと理解しているのですが、その辺をご説明いただきたい。

事務局

こちらは場所的に国道254号や外環に接した利便性の非常に高い地域で都市計画上では準工業地域、また新産業・物流系を主体とした地域として周辺の街並みと調和した市街地景観としての形成を図る地区として挙げさせていただいています。

原田委員

前回の準工業地域に変更するというのは生きているわけですね。それに基づいていろいろ建つと景観は変わりますよね。そうすると同じ審議会なのに前回と全然違うことを決めようとしていることになりませんか。

幹事

ご指摘の部分の表記が、市で進めている北インター地区の準工業地域での市街化形成と差異があるのではないかというご意見だと思っておりますが、市の中でこの景観計画を作る上でもそういったものをもう少し明確に入れ込んだ方が良くないかという意見と、ある程度こういったぼかしではないのですけれども、こういった表現にとどめておいた方が良くないかという意見が二つございました。今回、案として出さしていただいたものについては、こういう表現になっているのですが、当然和光市としては先ほど市長も申しましたように今後進めていくということが前提となっておりますので、この審議会の中でそういった表現を入れ込んだものに整理した方がよしいというご意見がいただけるならば、そういった分かり易い表現に修正することも可能です。

原田委員

ですからどちらを優先するかということで、このウとかオの景観を優先した場合は前回の準工業地域にするという計画は無しになると思うのですが。ですから、北インター地区を準工業地域にすることは生きているということを明確にした方が良くと思います。

野口委員

なかなか難しいところで、総合振興計画があつて、都市計画マスタープランがあつて、そういったものに適合したものでなくてはならないわけで、上位計画を脅かすことは絶対に有り得ないことだから、基本的にはそれを踏まえた形でなければならない。その上で市民にちゃんと理解できるようなもう少し具体的な表現で載せてみたらどうでしょうか。もう少し分かり易く表記できるのならすべきだと思います。

神杉会長

今、原田委員からのお話でそういう誤解を受けるような表現になっておりますので、この辺を明確にしたらどうかというお話なのですがどうでしょうか。

幹事

先ほど申し上げましたが検討委員会などでももう少し明確にするために、例えば、北インター地域については新産業や物流を主体とした地域として周辺の景観と調和した市街地の形成を図るといふような文章を入れ込むのが良いのではないかという意見も当然出ました。そういった中で検討していたのですが、今回ここに掲示したことについては、様々な動きがあつたりしまして、あまり明確にそのことを入れ込むことがどうなのかということもあつたために、当たり障りのないようなものになっているので分かりにくいというご指摘だと思います。ですからこの審議会の中で、市として進めていくものについてははっきり明記したほうがよしいというご意見を審議会からしていただければ、それについてはまた、再考して取り入れていく形をとりたいと考えております。

荻野委員

あの審議会の意見がどうというのではなくて、やはり市がそれで進めるというのなら、はっきりそういう風に書かざるをえないと思います。あと、はっきり言って国道254バイパスの幹線道路を活用した緑豊かな都市景観って何のことか分からないですよ。バイパスを活用して緑の都市景観を作るといふ話は全然違うと思いますの

で、ここを新産業物流系の地域にしますが、緑豊かな都市景観を作りますよという話にするほうがまだ分かり易いし、この書き方だと何か意味が分からない。イメージが湧かないし、何を言いたいのか全然分からない。

原田委員　　この辺を開発するというのは、第三次総合振興計画でも謳われているのですよね。だから是非その辺を明確にしていきたい。

神杉会長　　私が言うのもおかしいのですが、ここに、北インター地区については新産業物流ゾーンとして活用し、かつ、緑豊かな景観形成を図り、その他の地区はいじりませんよみたいな表現を入れると良いのではないですか。確かに北インター地区以外は木を切るとか川を動かすというわけではありませんからそんな表現が良いと思うのですがいかがでしょうか。

西田委員　　今のこの北インター地区は24ページの安らぎを感じる広々とした景観というより、19ページのウの工業・流通業務系土地利用に書いてあること、このイメージに実際は近いということですよ。

野口委員　　ちょっといいですか。先ほど話したように第三次総合振興計画あるいはマスタープランで謳われたものはある程度具体的に説明すべきだと思う。かつ、北インター地区以外の荒川に沿った地区も北側低地ゾーンに入っているために緑の保全という表現も当然必要になってくる。その辺は注意しながら、北インター地区の事業部分だけを伝えていくのではなくて、ゾーン全体として景観を保全していくという表現にしていなければ良いのではないかと思います。

西田委員　　この19ページの図を見ますとかなり容積があるように見えるのですが、本当に和光市に工業流通系の地区でこういう容積の土地があるのでしょうか。この景観というのは、見た目の部分が大事ですから文章よりもこういった絵の部分に神経を使わないと誤解を招く恐れがある。後で問題になったとき、この計画と違うではないかとなるのではないですか。

事務局　　19ページのこの図というのは、工業流通系土地利用では工場の周りがある程度緑を配置して、周辺環境と調和した景観づくりを目指すことを想定しておりますので、あくまでもそのイメージとして挙げさせていただきました。道路からいきなり工場のようなものが見えるのではなくて、開発等においては、ある程度景観に配慮するというようなイメージです。

野口委員　　なかなか難しいところだと思います。確かに目で見た視覚というのは、脳に残り易いので、これを見た人はこのようなものをイメージすると思います。もし今日の審議会でこの計画が承認されて議会に提出される場合、このイメージ図というのは添付されるのですか。それならばもうちょっとイメージだけではなく、現実に想定されるような形が望ましい、色彩などにも配慮しとありますが、その辺の修正も含めてどのようにするのかをお聞きしたい。



事務局 景観計画に合った形で条例を作りますが、これそのものが条例に入るといことは  
 ございません。

野口委員 条例がどうこうという事じゃなくて、今日の審議会で承認されると条例を議会にあ  
 げるときに、これらのイメージ図をそのまま残して資料として添付するのかというこ  
 とです。閉塞感や威圧感の軽減や色彩の制限についても、もう少し修正できるのかを  
 お聞きしたい。

事務局 イメージ図としては残すつもりでございます。色彩につきましても条例で制限して  
 いくということです。

野口委員 ここにこのまま残した場合、イメージとして残るから変更する方法があるのかと聞  
 いているのです。これを見た人はイメージ図をそのままこういう景観を作る計画だと  
 捉えてしまうので、実際に想定される形にした方が良いのではないかという意見があ  
 りましたから、どうするのかをお聞きしたい。

事務局 あくまでも部分的なイメージ図なので、例えば色彩について制限基準内で使える色  
 はいっぱいありますので、そこでひとつの色をあげてしまうと逆に誘導するイメージ  
 を表現するのが難しいということがありますので、その点ご理解いただければと思  
 います。

神杉会長 はい。分かりました。他にございますか。

田中委員 25ページのオのC地区北側低地の(ア)に広々とした周辺の景観に違和感なく調  
 和するような建築物などの誘導と書いてありますが、周辺の建築物の誘導というもの  
 はどういうものを指しているのか。その意味を説明していただきたいと思います。

事務局 建築物等と誘導といたしまして、色彩制限など自然と調和するような形で、また、  
 景観に配慮したものを想定しております。

田中委員 建築物等の誘導と書いてあるのですが、あそこは調整区域ですので基本的に建築物  
 は建たないと思うのですが、具体的に何を指しているのかお聞きしたい。

原田委員 25ページのオのC地区北側低地の(ア)と(オ)の建築物等の誘導等の部分です。

事務局 確かにこのC地区というのは、広々とした農地が広がっている地域であります。し  
 かしながら、例えば、アグリパークの建物はログハウス風にしているなど、自然と調  
 和した建物を誘導するという事で挙げさせていただいております。

田中委員 ただ、あの地区は基本的には建物を建てられない市街化調整区域ですよ。

事務局 ご質問のとおり、市化調整区域は基本的には建築物を建てられない区域です。しか  
 し、C地区北側低地ゾーン全部が市街化調整区域ではなく、一部が市街化区域となっ  
 ております。

幹事 C地区の北側低地ゾーンには、松ノ木島地区や下新倉5丁目の市街化区域のほか、  
 一部先ほどから話に出ています北インター地区の区画整理をやろうとしている地区  
 も入っており建物が建ちますので、その辺のところも含めましてこれらの建築物の誘

導に関する文言を記載しております。

田中委員

ただ、今調整区域でも、資材置き場がだいぶできていますよね。これは、今のところ、それを制限することはできませんけれども、ただ、資材置き場ですと3メートル位の高い鋼板を建てて、景観をぐっと損なうような所がだいぶ多くなってきています。もちろん農業委員会で県の許可がなければ作ることができませんけれども、制限がもう少し何とかできるような条例などができればと思っているのですが、そうすればなお景観も良くなるのではないかと思うのですが。

神杉会長

今、田中委員のほうから資材置き場についてご意見がありました。これについて、その許可が出てしまうといたしかたないということがあるのですが、その辺、市としてこの計画の中でどのようにするのかを教えてください。

事務局

第3章の31ページ、3番目の良好な景観形成に支障を及ぼす恐れのある行為といたしまして、屋外において行う堆積につきまして新たにここで届出対象行為にする予定でございます。

田中委員

残土に関する条例はできておりますけれども、置場の周りの鋼板についてなどはできていないと思うのですが、これについてはどう考えているのですか。

事務局

景観上配慮を求めるとということで、敷地が500㎡を超えてかつ堆積の高さが1.5mを超えるものについては遮へい物の色彩などの基準を設けて届出対象とします。

神杉会長

これについて、今現在、堆積が1.5mを超えたものがたくさんあるのですが、これらについてはどうなるのですか。

事務局

37ページに勧告基準といたしまして(2)の物件の堆積でございますが、3mを超える行為については勧告等、改善の指導という形で行います。

野口委員

今の件に関して、説明ですと堆積が1.5mを超えるものについては、届出が必要ですよと、しかし、遮へい物が色彩の制限基準を超えているなどがなければ、勧告はできない。遮へい物自体はしょうがない。法律等の関係で計画では遮へい物自体を制限することはできないということでしょうか。

事務局

景観法に基づきまして、環境に関する基準を定め規制するというものであって、土地利用を規制するものではございません。あくまでも景観上の配慮ということについての基準として定めさせていただいております。

金子副会長

条例がどのような内容なのか分からないのですが、資材置場などの仮囲い、仮設物についてこの条例が適用されるかどうかお聞きします。先ほどの質問の中で仮設物についてこの条例が適用されるかどうかというのが、重要だと思われまして。

事務局

31ページに建築基準法第85条に規定する仮設建築物については、適用除外ということでやらせていただきたいと思います。

金子副会長

ただ、先ほど田中委員が言われたような3mの囲いですね。これが、景観上問題だと一般の人は思うわけですが、それが仮設物として申請したんだというふうに言われ

たときに適用除外と言えるのかどうか。

事務局

すいません。説明不足で大変失礼しました。堆積物の周りを囲う、仮囲い、仮設物につきましては、今の適用除外ということではなくて、あくまでも遮へい物に色を塗ってしまうときは基準を守ることになります。先ほど建築物の仮設と間違えて説明してしまいましたが、堆積物の仮囲いについては色彩等の制限をし、景観上配慮をするということでございます。

金子副会長

適用除外にならなくて、対象になるという解釈でいいのですね。

事務局

そういうことです。

神杉会長

その他、何かございますか。

佐久間委員

3章の32ページになりますが、良好な景観を形成する為の届出対象行為ということで、説明のなかでは県より厳しくしているということですが、色彩のアのところの周辺景観との調和に配慮し、色彩の制限基準に該当する色彩の使用を控えるよう配慮すること、という表現なんですね。それで、その他も全部配慮するという表現なのですが、ここに制限基準の色彩のカラーチャートがありますが、配慮しなければいけないのはどれですかということの説明していただきたいと思います。

事務局

お手元に配らせていただいております色彩の制限基準の説明でよろしいですか。このカラーチャートと34ページ35ページをご覧ください。まず、34ページの色彩の制限基準といたしましてマンセル値で示しております。これは、色相、明度、彩度の3つの尺度によって建築物の外壁、工作物、堆積の遮へい物の色をこの制限基準に基づいて届出をしてもらいます。次に35ページでございますように、用途地域に分けて、色相、つまり色合い別に明度と彩度の基準を定めております。アの住宅系ですとカラーチャート1ページ目の赤線で囲まれた部分の色が制限を受けることとなります。当地区については、高彩度の色彩を制限するという事で、黄赤系・黄系の彩度を県の基準よりも厳しくしてあります。イの商業業務系地区につきましては、2ページになります。和光市としては、丸山台1丁目の商業地域をイメージした地域で極端に派手な高彩度の色彩は避ける。しかしながら、商業地域でございますのである程度幅広い色彩も必要となる地域であると考え設定しております。ウの工業、流通業務系につきましては、こちらにございますように商業業務系地区と同じ基準となっております。36ページのエ公益文教系となりますが、エリア的には、広沢の理研や南2丁目の国の施設をイメージしており、カラーチャートは5ページになります。住宅系と同じように高彩度の色彩を制限するとともに、自然の緑との対比が極端に暗い低明度の色調も避けるようにしております。最後にオの農業系地区ですが、周囲の景観と調和するように低彩度の色彩とし、高明度及び低明度の色調は避けるようにしております。説明は以上でございます。

佐久間委員

色彩制限基準について県よりも厳しくしていますということなのですが、現在、市

内にはかなり奇抜な外見の建物もあります。それは、県の条例には適合している、けれど、和光市の条例には適合しないということだと思っておりますが、現状のものをすぐ変えるというのはできないと思います。ただ今後の問題として、現在住居系のところでも奇抜な建物がありますけれども、そういうものはどうなるのですか。

事務局

ご指摘の住居系にある既存の奇抜な建物ですが、現在の県の基準では、例えば高さが15mを超えるか建築面積が1,000㎡を超えるものしか届出対象とならないため、適用がなかった。今度、和光市の景観計画、景観条例になりますと基本的には既存不適格ということになります。ですから何もいじらなければそのまま存続となりますが、1/3以上を改修や色の塗り替えをする場合には適用されることとなります。

佐久間委員

県より厳しいとしているその差というのはどういう言葉で表せますか。

事務局

色彩の中で彩度をかなり制限したということと理解いただいてよろしいでしょうか。例えば住宅系ですと、アの住居系の色相でいいますと7.5Rから7.5Yこれは黄赤系・黄系ですが、県の基準ですと彩度が6を超えるものを制限していますが、今回の案では4を超えるものと厳しいものになっております。また、エの公益文教系地区でも、7.5Rから7.5Yにおきまして、県では市街化区域と市街化調整区域を分けていますが、彩度6を超えるものを規制しており、市では彩度4を超えるものを規制します。また、オの農業系につきましては、県の基準では高明度の規制がありませんが、本案では明度9以上のものを制限しております。

荻野委員

第3章の1のところなのですけれども、良好な景観の形成のための行為の制限となっていて、最初の段落は全体で守っていただくべき景観形成基準を設定しようというものだと思うんですね。ところがその次に、「一定規模以上の建築物等については、届出対象行為を設定し適切な誘導を図ります。また、外観の色彩等について、勧告及び変更命令を行うための基準を定めます。」となっていると、次の一定規模以上の建築物だけが対象のような印象をあたえるので、この前に「さらに」を加えるといった書き方をしていただかないと届出がいないものは何でも良いのかと色々な勘違いが起こるような表現だと思います。これも少し考えていただきたい。

事務局

第2章の良好な景観の形成に関する方針に沿って、第1段落に掲げましたこの景観形成基準を設定しておりますので、確かに全地域一定規模以上もの以外も当然この基準に基づき景観への配慮をしてくださいということになります。その他に一定規模以上のものについては届出が必要ですよという意味で書かさせていただきましたが、下から2行目の前にさらにという言葉をつけ加えたりしないとそれが分かりづらいということですよ。

荻野委員

私がばつと読んでいても、景観形成基準は設定しますという形で、次に制限を加える届出の話が始まってしまうと、普通に考えると形成基準だけでいいんだなという感じになるので、景観形成基準は全体に適用された上でさらに一定規模以上のものは届

出があって厳しくなるのですよという形で明記していただいた方が良いかなと思います。景観計画としては分かり易くした方が良いと思います。全ての方が読んで、景観形成基準はみんな守らなければいけない。さらに一定規模以上の建築をする時には届出が必要で、勧告・変更命令を行う基準がありますよということが分かる形にしなければいけない。「さらに」を加えれば、分かり易くなると思うのですが。

神杉会長 今、荻野委員から「さらに」を加えたら、どうかというご意見があったのですがいかがですか。

委員一同 あった方がいいですね。分かり易いですね。

神杉会長 では、30ページの第二段落の文頭に「さらに」を加えるということを当審議会の意見として市長に答申したいと思います。他にございますか。

西田委員 31ページの届出対象行為なんですが、物件の堆積で土地の面積が500㎡を超え、かつ堆積の高さが1.5mを超えるものとあるのですが、この北側低地、アグリパークの周辺でだいたい一人当たり平均どれくらいの農地を持っているんですか。対象があのでエリアを想定しているのだと思いますので、それが結局500㎡を超えてないと実効性がないものとなってしまいますので、事前に確認しておかないといけない。

田中委員 私の知っている範囲ですとあその調整区域のところでは、500㎡位の人はいるかもしれませんが、それ以下の人はほとんど無いと思います。

事務局 物件の堆積に係る土地の面積については、まだ下げることが可能ではございますが、委員会等で検討し、想定される基準として500㎡を超え、かつ堆積の高さが1.5mを超えるものとしております。

荻野委員 商業地域の駅前のパチンコ屋さんのところの縞模様なのですが、そのカラーチャートからすると、彩度が低くて明度も低ければ、ああいうことができるわけですよね。あれが、この景観計画の基準で防止できるようになっているのかどうか。ああいう外壁の塗り方ができるのかできないのか。そんなに派手な色を使っているわけではないのですが。縞模様であれができた時にはびっくりしましたし、だいぶ見慣れてしまったこともあります。ああいうのがあちこちでできるとやはりちょっと景観上問題があると思います。

事務局 今の色彩基準としましてですが、質問にありました縞々の色分けについての規制については今回の計画ではしていません。もうひとつは、色の彩度が低いと言うのですがピンクの部分については制限基準に該当します。ただ現状では、先ほど言いましたが、既存不適格で何かいじらない限り規制の対象にはなりません。

荻野委員 私が言いたいのは、ああいうものがこういう景観計画で規制してもできるということなのですね。

事務局 縞模様については、色の基準を満たしていればできます。

荻野委員	ある漫画家が赤と白の縞模様の家を作ったのを見たら、縞模様というのは意外とインパクトが強いので、それを規制する考えはないですか。
事務局	柄についての規制は予定しておりません。
荻野委員	それは問題だと思います。実際問題、裁判に発展するようなこともあるのだけれど、そういう問題がまだ残っているのだなということが分かりました。ある意味、抜け道になっているのですね。気がついた人はやれちゃうのですね。
事務局	色彩の基準を守っていれば可能です。
荻野委員	本当は、外壁は寒色でやってもらいたいというような規制をすれば一番良いかなど思っていたのですが。
事務局	そこまで制限を掛けることは考えておりません。特定の区域に地区計画でそういった規制を掛けることは可能ですが。
田中委員	駅前の商業地域は、丸山台の区画整理事業の時に地区計画で色の規制をしていると思いますが、それはまだ有効なのでしょうか。
事務局	色については、刺激的な色彩は避けるといったような表現になっており、具体的な色を制限するような形にはなっていません。
神杉会長	それでは、お時間となりましたので、今回採用となった意見につきましては、加筆修正を行ったものを案として用意することをお願いしたいと思います。第3章までは、終了いたしましたということによろしいですか。
委員一同	はい。
神杉会長	では、日を改めましてお集まりいただき、次回は第4章から審議となります。よろしく願いいたします。本日は有難うございました。委員の皆様、長時間にわたり大変ご苦勞様でした。

平成21年7月27日（月曜日）

発言者	議事
事務局	皆さん、大変お待たせいたしました。お忙しいところ、度々お集まりいただきまして誠にありがとうございます。16日に続きまして本日も和光市景観計画に策定についてのご審議を宜しく申し上げます。それでは会長、審議の再開をお願いします。
会長	こんにちは。前回、慎重にご審議をいただき、だいぶ時間が押してしまいました。今日は続きということで第4章から審議をいたしますので宜しく申し上げます。まず、前回審議が終了しております序章から第3章におきまして審議会として採用した意見を反映した計画案について事務局よりご報告をお願い致します。
事務局	それでは前回ご意見をいただきました序章から第3章につきまして、修正等を事務局で行っておりますので説明をさせていただきます。恐れ入りますが、着席して説明させていただきます。お配りしておりますこちらの資料をご覧ください。前回いただき

たご意見を基に加筆修正を行っております。修正している箇所にはアンダーラインが引いてございますのでそこをご覧ください。まず、序章の1ページ、計画の目的の中に市の現状認識並びに改善点について明記をすることというご意見をいただきましたが、これに対しましては、策定の背景において、現状や課題等を記載すると共に計画の目的において目的が明確になるように修正をしております。具体的に申しますと、現状認識のところでは、一番上のアンダーライン部分の下側になりますが、「都市化の進展や生活の変化に伴い、湧き水、斜面林等の身近な自然が失われつつあり、旧川越街道沿いなどの歴史文化を伝える地域資源への影響が懸念されています。また、市の北側の低地部では、資材置場などによる周辺環境への支障が生じてきています。」といったような和光市の現況について、加筆修正を行っております。それと目的につきましましては、計画の目的のところに「市民、事業者及び市が一体となって守り、育て、創っていく活動を推進し、市民のまちへの愛着や誇りを育み、良好な景観を次世代に継承していくことを目的とします。」と明記しております。これに伴いまして、3ページの上から3行目と15ページの(イ)の部分を多少変更しております。以上のように序章については前回ご審議いただいたご意見を加味して加筆修正を行っております。続きまして、第2章に移らせていただきます。第2章につきましましては、北インターの位置付けについて明確にというご意見をいただきました。それに基づきまして、24ページの(ウ)のB地区北側低地、安らぎを感じる広々とした景観、ここに(エ)といたしまして、「和光インター周辺における新産業・物流機能等を主体とした市街地景観の形成」とはっきりと明記させていただきました。同様に25ページの(オ)のC地区、北側低地、安らぎを感じる広々とした景観においても同じ表現で明確な位置づけをさせていただきました。最後に、第3章の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、一定規模以上の建築物については届出対象を設定し、という表現がそれだけに限定されるようなニュアンスであるということだったので、さらにとすることで、一定規模以下の建築物についても景観形成基準に配慮する必要があるという意味を持たせるために「さらに」という言葉を加筆修正させていただきました。以上で報告を終わります。

神杉会長

ただいま事務局からご報告いただきましたが、前回採用された意見の全てを反映し修正いただいたようでございますので、序章から第3章までについてはよろしいでしょうか。ご意見なければ次に進めて参りたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

意義なし。

神杉会長

はい。ありがとうございます。他にご質問などがございませんので第3章までについては審議を終了したいと思います。

佐久間委員

ちょっと、ごめんなさい。確認ですが、前回の時に駅前のピンクの縞々の建物については、塗り替えの時に規制するというようなことだったと思うのですがどうです

か。それと、その後何か調査をされたのですか。

事務局

説明させていただきます。前回、その建物自体のマンセル値による色彩が分からなかったもので、再度調べさせていただきました。現在の色は制限基準を超える色彩に該当しますので、1/3以上の面積を塗り替える場合においては制限を受ける形になります。

佐久間委員

はい。分かりました。

神杉会長

他にご質問が無いようですので、第3章までについては先ほどご説明いただいた修正案をもって良しとしてよろしいですか。

委員一同

異議なし

神杉会長

それでは、続きまして、第4章、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針、第5章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項、第6章 景観重要公共施設の整備に関する事項に関しまして質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

西川委員

まず、第4章の1の景観重要建造物の(1)一番後の方、「なお、景観重要建造物として指定を受けた建築物又は工作物については、外観を維持するための範囲において建築基準法の制限が一部緩和される等の支援があります。」と言う表現が、中途半端だと思われるので、具体的に何を表しているのかご説明いただきたい。

事務局

緩和規定ということですが、建築基準法上の制限の中で景観法に基づいた景観重要建造物の指定を受けた建築物又は工作物については維持管理するための緩和規定があり、それを含めた支援を受けることが可能になるということです。

西川委員

例えば、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律というものがありますよね。これにより建築基準法が改正され、景観重要建造物に指定されると条件はありますが、条例において建築基準法のいくつかの条文の緩和を定められますが、具体的に緩和することが決まっているのか、あるいは今後、建造物の指定があった時に該当するようなものを採用しますよという意味なのか書き方が中途半端で分からない。景観計画に基づき、今後運用する上では中途半端なので、もし具体的なことが決まっているのであればその辺を修正したほうがいいのではないかと思うのですが。どういう見解でこういう表現にしているのかをお聞きしたい。

事務局

考えられることとしては、税制の緩和や法的な緩和などがあるんですが、全部を挙げることはできませんので、代表的な一例としまして建築基準法の一部緩和ということを書かせていただきました。

西川委員

この書き方だと計画として不親切で中途半端な書き方をしているのではないかという印象があります。参考に調べたところ緩和可能なものがあるのですが、一部緩和される等の支援がありますという表現が引っかかるのですが。

西田委員

建築基準法の一部緩和ということが支援として表現されているからおかしいんじ



やないですか。支援というのは税制面での支援などをいうのであって、建築基準法の緩和は支援ではないですから、建築基準法の制限の緩和と税制的な支援が受けられますというような書き方が良いのではないかと思います。

西川委員

制限の緩和は分かるんですよ。支援策も具体的に書かないとこれだけだと計画として不充分だと思います。例えば、美しい街並みについて国土交通省が支援策をやっているのですが、そのようなものを列記しても良いのではないですか。こういう緩和があって、こういう支援が受けられますよという表現が適切だと思う。

事務局

景観重要建造物に指定された場合の制限の緩和として建築基準法の例を挙げさせていただきました。その制限の一部緩和につきましては、たとえば構造的な制限緩和とか防火的な制限緩和などがあります。それと支援ということで財政的なことを含めた支援がありますので、例えば所有者の意見を聞いて財政とか他のことにおいても支援ができるということで案のような形で挙げさせていただきました。

西川委員

支援については、別に書かないと今の説明と整合性が取れなくなる。一部の緩和及び財政面での支援というような表現の文章にならないと。

幹事

今、緩和ということと支援ということがごっちゃに入り乱れた文章になっていることなので、緩和については緩和する、支援については支援をしていくという表現に改めさせていただくような形で修正させていただきたいと思います。ただ、景観重要建造物を指定する場合には、景観審議会の審議を経て、指定していくこととなります。また、その中で指定に当たっては所有者の意見を聞き同意を得るといったような形をとります関係上、個々建造物によって支援の内容が変わってくる可能性もございまして、この計画の中ではあまり具体的な記述をすることはできないということをご理解いただきたいと思います。

神杉会長

ということでございますが、今のお話でご意見いただければと思います。

萩野委員

この景観重要建造物に指定するのは、市が指定するのですか。今の話が良く分からないのは、市が条例を作ってこの指定の方針に従って指定する時に、景観重要建造物になると市長の許可を受けることが必要になるなどの制限があるわけですから、何らかの支援策が無いと所有者の方も維持管理が大変だから指定されたら困るという風になると思います。支援策がきちんと書かれていて、市としてもこれを保存するための政策を考えていないと同意が得られないのではないですか。これは、景観重要樹木も同じですけども、そうした市の考え方がはっきり出ていないと、計画だからあまり具体的に書けないという面も分かりますけれども、この計画を見て所有者の方も判断されるわけだから、ある程度市のスタンスをはっきりさせた方が良く思うのですがいかがでしょうか。

事務局

先ほどもご説明しましたとおり、こちらは指定方針ということで景観重要建造物として指定をするかしないかということは、景観の条例の方に位置付けます景観審議会

の方に諮りまして、指定するか市が最終的な判断をする。その中で先ほども言いましたように、所有者の意見を聞いてその同意を得ることが指定の前提条件となりますから、そのやり取りの中でどういった支援があるのかを詰めていく必要があります、その上で同意が得られると考えております。よって、その建造物によって必要な支援策が違うということが予想されますので、支援を行っていくというのは明確に計画の中に謳っておりますが、具体的な内容について明記することは難しいと考えております。ですから市が支援をするのは間違いございません。ただその中身については指定する物がひとつひとつ違いますし、合意を得る関係上、多少の違いがあるということです。

荻野委員

それだと個別の交渉になってしまっておかしくないですか。もちろん同意を得ることが必要だということは分かりますけれども、公平性が図られた上で一定の条件が決まった中での支援だと思うんですね。ところが、個々の交渉によって違うとなると非常にあいまいな話になりかねないかなと思うのが一つと、先ほど西川委員が言われたように、この2行の書き方では和光市が支援するとはとても分からない。建築基準法などが緩和されるという話しか見えない。指定については、所有者が申し出る場合もあるし、市が指定させて欲しいということで交渉に行くこともあるでしょうけれども、個々に支援する方法が違うというのはいかがでしょうか。交渉次第でこちらはこれが付き、あちらにはこれが付かないということも有り得るのですか。

事務局

まったく違う支援の仕方をするという意味ではなくて、景観重要建造物というのは同じようなものばかりではないですから、例えば江戸時代にできたものと戦争の時にできたものとは老朽化の度合いなどが違いますよね。そういった場合において、例えば財政面で支援をしていくという一文を入れることは可能かと思います。じゃあ具体的にはどういった支援ができるのかということは、あまり細部にわたって支援内容を計画に書き込んでいくということは、当然個々の条件によって違いますので、こちらとしましては最低限度の表記の仕方が良いのではということで現在のよう形になっております。ただ先ほどご指摘のあったとおり、これは緩和と支援がごちゃ混ぜになった形ですので、その部分については分けて記述するように修正いたします。しかし、あまり具体的に支援の内容について書くということは、計画の中では考えておりません。それは所有者のご意見を伺ったり、景観審議会に諮る必要がありますので、その中である程度幅を持ってやっていきたいということでございます。

佐久間委員

やはり、景観重要建造物の指定をするには所有者の同意を頂けるかどうか、そこにかかってくると思います。ですから建物の維持管理に経費が掛かるわけですから、それをきちんと市が支援をするということを明記することが必要だと思います。それと景観重要樹木について伺いたいのですが、保存樹木の助成というのを現在行っていますよね。こういう保存樹木を、その内の何本になるか分かりませんが指定をし

ていくという方向になるのかと思いますが、結局、樹木などは落ち葉の片付けなど大変な経費が掛かるということをよく伺います。今、市が助成金を出しているのが一本につき確か四千円だと思うのですが、それではとても採算が合わないという話も聞くので、その点を市がどのように考えておられるのか。建造物についても樹木についてもそうなのですが、やはり、ある程度明確な考えをきちんと出しておかないと所有者がこれはちょっと同意できませんとなりかねないという気がするのですがいかがですか。

事務局

景観重要建造物、また景観重要樹木の方にも所有者の意見を聴き、指定の同意を得ることとございます。指定の同意を得るにあたっては、検討委員会あるいは景観審議会等を設置し、その中で支援する条件等も物件によって検討していくような方向性で考えておりますので、この計画の段階では指定に当たり支援する、同意を得るという方針を挙げさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

佐久間委員

そうすると、条例あるいは規則の中できちんと謳っていくということですね。その確認と樹木については、現在四千円が助成金額だけれども、それではやっていけないという意見もあるわけで、上乘せを考えているのかどうか基本的な考えを伺いたいと思います。

幹事

今、委員がおっしゃった四千円というのは保存樹木の助成のことで、今回の景観重要樹木とは全く別のものであります。今回、こちらの方で景観重要樹木として指定を考えているのは、具体的に申しますと長照寺の大イチョウ、あぁいったシンボリックな景観的にも優れているものと考えておりますので、本数的にそんなに市内に多く存在するとは思えません。従いまして、財政的な支援を出す場合については、当然、現在の四千円という額よりは、かなりじゃないですけども高くなるという予測はしておりますが、具体的な金額についてはまだお答えできない状態でございます。

佐久間委員

当然そうだと思います。保存樹木というのは50本くらいあるかと思いますが、これだけの本数を指定できないし、うんと減ると思いますが、保存樹木の助成金では全くやっていけないという現状がありますから金額が気になっていましたので質問させていただきました。景観指定樹木として想定しているのは大体、何本くらいなのか。

事務局

検討委員会の中で挙げたのは長照寺の大イチョウです。市内で天然記念物として指定されているのは一本だけで、それを想定しております。

西田委員

樹木に関係することで、樹木群、例えば本田の本社のところのように樹木が並んでいるような場合、どのような指定をするんですか。

事務局

指定の方法は1本ずつの指定となります。

西田委員

景観からすると小さな樹木、例えば武家屋敷のような生け垣が整然と配置されているような場合、そういったものを指定することってないんですか。

事務局 景観重要建造物の指定の方針に書いてありますが、38ページの(2)のAに敷地や建造物周辺の敷地内の工作物等も含むということで全体としての指定の仕方がありますが、ご質問にありました武家屋敷の生け垣のような場合、一体として景観を形成していると考えられますので、こちらとして指定をすることは可能です。ただし景観重要樹木については、先ほど申し上げましたとおり1本ずつ指定するものでございますので、生け垣を指定することは想定しておりません。

西田委員 もうひとつ分からないのが、指定する際の判定を誰がするのか、この計画では分からない。最終的には市が指定するということだと思いますが、これまでの話だと景観審議会のような組織が、あいまいなことを含めて判断するというようなことですよ。景観ってひとつひとつ違う話だから、そこで和光市全体を見定めて、景観審議会が決定するというのなら、ここにそれを書く必要はないですか。そのあたりの主体が誰なのかが判断できないです。

事務局 決定については、指定の方針(ア)(イ)(ウ)に沿って挙げたものを、条例の中で位置付けた景観検討審議会のような組織で、そこで良いか悪いか審議していただき、最終的には市が指定するということになります。

西田委員 その辺のことをこの景観計画の中には、入れられないんですか。

事務局 入れることも可能です。

西田委員 そうしましたら、私の意見としてそれらのことを入れてもらいたいということを出しておきます。

幹事 最終的には市が決定するということですね。その市が決定する中での手段のひとつとして一番大きいものが、条例上に位置付けを予定している景観審議会の設置ですが、そこで、今回の都市計画審議会と同じような形でそれが妥当なものか否かについて議論いただいて、意見を伺う。それを受けて最終的には、市がこの計画、この方針に基づいて決定するという、そのような流れでございます。

荻野委員 私、検討委員会の議事録をずっと読んでいまして、協働による景観づくりの推進についてという第7章が出てくるんですね。だけど、今回頂いたのは第6章までしかなくて。今言われた景観審議会とかNPOだとかそういうものがきちんと機能するように組織を後押ししていくという話が出ています。今回、景観重要建造物だとか景観重要樹木を指定するだけではなくて色の制限もする、こういった計画をきちんと作ったとしても、これを進行管理する組織、市民の参加を得た上での組織がいると思います。例えば、色の制限をしてみたけれど、実際基準内の建築物でも周辺の街並みの中で、ちょっと良くないなというような意見が市民からあれば、そういう話を受け付けて、そこで話し合いをした上でこの景観計画自身も見直さなければいけないと思います、そういう時は。例えばコンクリートの壁を塗装する時は、大体12、3年で塗り替えの時期がきますので、その時にきちんと改善できるような形をとっておいて、和光市

の景観が1年ずつどれだけきれいに、皆の心安らぐようなものになってきたかということの評価するそういう組織が必要だと私は思います。今話のあった建築物だとか樹木の指定をする仕事もそうですけれども、全体を見ながら進行管理をしていくとか、市民の意見をもらいながらやっていくということが必要だと思うのですが、この景観計画の中には全然それが入っていないし、先ほどおっしゃっていた条例案も見ましたが、条例案にもまだその部分はいれられていないですね。こういう状態ではこの景観計画で良いよとは私は言い難いです。

事務局

景観検討委員会の時には、確かに第7章がございまして、28、29ページをご覧いただいてよろしいでしょうか。今ご覧いただきましたこの部分が実は元の第7章の内容でございまして景観づくりの取り組みの関係ということでまとめております。これは、あくまでも作り方として第2章の中に位置付けたほうが良いのではという考えがありまして、第7章から第2章の方に移った経緯がございまして。その29ページの(3)景観づくりを推進するための市の取組の中で、市民活動の支援や庁内体制の整備などを挙げさせていただいております。

西田委員

プラスのことはこれで良いと思うのですが、マイナスのことについては、例えば景観として問題がある事項が持ち込まれた時に、景観ってあいまいな部分が非常に多くて幅が広いから、誰が審査するのか、そういうマイナス部分の時に調停する組織が必要になるんじゃないかなと思います。街づくりにしてもそうですが、結局、街づくりを色々やっていく上で、法律で定められているところはクリアになっていて、それ以外のところで問題になるのがほとんどですから、景観というのはその部分の幅がすごく広い話なので、それをうまく調整するような仕組みや組織作りがこの中に入っているというのをはっきりさせたほうが良いのではないかと思います。

荻野委員

ここでそれを言っているのは分かったんですが、こういう章の中に入ってしまうとここだけの話になってしまいますよね、章と言うか途中で入っていると。環境基本計画においては、最後の章に進行管理をどのように進めるのかちゃんと全部まとめています。そこにきちんと位置付けないと全体の計画についてそこがやるという風になかなか受け取れないのではないのでしょうか。景観計画の場合、これが第2章の中に入っていると、全体の計画をこのようにするのだという話をきちんと委員会の名称なり組織の構成なりを挙げた上で最終的にはこういう形でやっていくということが謳われていないと見落としてしまいますよ。作っていらっしゃる職員は分かるかもしれませんが、そういうものではなくて市民が分かって理解できるようなものにしないといけないのではないかと思います。

事務局

検討委員会、庁内検討委員会の中で議論を重ね、方針のところということで最終的にはまとめさせていただいたわけでございまして。28、29ページの景観づくりの推進で示させていただいておりますように、あくまでも方針の中の一部だということ

でこちらにまとめさせていただいております。その辺ご理解いただければと思います。

野口委員

色々聞いてみて、多少ニュアンスが違うかなと思います。景観計画を策定して、その後、景観条例を上程するという話が出ていますが、この景観計画に不備な点、あるいは時代に合ったものに修正するということがあるならば、第7章とした上でそこに明記すべきだと思います。必ずどうこうしようということではなく、一回立ち止ってみるという観点から、それをどこかに正確に位置付け、そういう形の中で審議をすることが必要です。それからもうひとつさっきの話、木は木、建物は建物だけではなくて、確かに建物の中に緑も含めての重要な景観があるとするならば、将来のことを考え、包括的に取り扱うようなものもひとつ明確にしておいたらどうでしょうか。

事務局

例えば、最後の章を独立した形で、変更、見直しの事を謳うということでもよろしいでしょうか。

野口委員

そういうことです。時代と共にいろいろな事を見直す機関があつて、それを加筆修正するとかこれはいらぬとか、その時代や街並みにあつたものにするのも必要だと思います。あまり長い期間をあけるのではなくて、時々、それを見直す機関、そういう形で明記しておいた方がよろしいのではないかと私も思っておりますので、途中に入れるのではなくて、第7章を独立して立てて明確にした方が良いのではないかとこの意見です。

西川委員

私もその様に思います。景観づくりの推進というのは、他の市町村でもちょっと表現は違いますけれども、完全に独立させて全体の計画の中で明確になっています。章の中に入れてしまうと扱い方が全然違いますから、独立させて定めるべきだと思います。

神杉会長

この景観づくりの推進の部分の扱いについてご意見いただきましたが、いかがですか。

佐久間委員

やはり、策定した後も計画を充実させ、更に発展させていくという必要があると思うのです。そうするとやはり見直しも必要になってきます。ですから章を別立てにしてきちんと明記するというのが私もやはり必要だと思います。

荻野委員

今の案では、第2章のところに入っているのですが、例えば、第4章に景観重要建造物だとか樹木だとかありますよね。景観審議会は全部を管理運営するものだから、最後に取りまとめてこの計画の事項を全部まとめますよという形にしないと、2章の所にそういう内容が入っていてもその点が分からないですよ。ですから見直しもあるし、それから市民を入れた景観の評価もあるしというような全体の話をする所だと思うので、その位置付けを明確にするためにも是非、独立した章として定めた方が良いと思っております。他の方のご意見も聞いていただければと思います。

神杉委員

今、そういう一連のことに付きまして他の方のご意見を伺いたいという発言がございましたが、皆さんいかがでしょうか。

- 西田委員 景観って難しいものだと思うんですね。いろいろなことをトータルで考えてこうしましたということを景観審議会でする場合、そこがちゃんと位置付けられていないとよく分からないと思います。
- 神杉会長 今お話のあった様に、一連のご意見を慎重に審議をした結果、誰に対しても明確な形で責任を持って答弁、説明ができるように独立した章の形でまとめていくべきだというご意見が多数を占めているように思うのですがいかがですか。
- 事務局 一番最初にお話をさせていただいたように序章から第6章までの中で、第1章から第3章は必ず定めなくてはならない必須事項ということで、先ほど言いました28、29ページの景観づくりの推進については第7章としておりましたが、これは必要なものなので、方針として必須事項である第2章の方に入れさせていただいた経緯がございます。計画の見直しをかける時には、景観法に基づき都市計画審議会のご意見を聞く手続きをその都度踏まないといけません。その前に景観条例に定めた景観審議会において審議を行い案をまとめる、あるいは景観重要樹木の指定であれば審議し可否を判断するという様な形で考えております。
- 野口委員 要はこの計画をずっと生かしていくためには、ある程度計画の見直しに関することや運用の仕方、組織について定めておいて、現状にあった定期的な計画の見直し、あるいは意見に対する対応そういうものが必要ではないかということが私どもの意見であります。第3章の行為の制限とは別に、この計画を生かしていくためには、時代に合ったものにしていかないといけないから、そうすることが出来る様に第7章として明確に定めてはいかがですかということです。
- 神杉会長 今ですね、沢山ご意見頂いたのですけれども、今の件につきまして、変更したりあるいは見直したりという様な手段を明記して、第7章としてひとまとめにしたものを作ったらどうかという意見ですがいかがでしょうか。
- 幹事 すいません。景観づくりの推進については、先ほどからご説明している通り、第7章という形ではなく第2章に入れた方が良いという考えは、公募による市民、並びに自治会、商工会、NPOの団体の構成員8人のメンバーによる検討委員会で5回の会議を重ね、なおかつ、市の職員11人による庁内検討委員会でも6回の会議を重ねた後に最終的な結果としてでたものであり、これを素案としパブリックコメントの実施もしております。その後、最終的に審議会のご意見を伺ってからという事で今回ご審議いただいております。そう言った中で、章立てを変えるという根本的な事になってしまいますと、これについては、審議会のご意見として承る事は可能でございますが、最終的な判断は市が計画を作りますので、検討委員会等で決めてきた経緯もございしますので、反映されない場合もあるという事をご認識いただきたいと思います。
- 野口委員 確かに色々な方の考えが集まって作ったからこういう形になったのだけれども、まだこれは案で決定してはいないのです。その審議をお願いしますと市長から諮問があ

ったので、我々都市計画審議会の人間が集まって審議しているのもあって、意見としては聞くけど、市が決めるからというのはおかしいのではないか。

荻野委員

それなら、やる必要が無いです。

幹事

そのような経緯をもって、元々7章からなっているものが、今6章立ての案で提示されているということをご理解いただきたいという趣旨での発言でしたので、私の発言で行き違いがあった事は申し訳ないと思いますが、そういった意味でございます。

野口委員

確かに今おっしゃったように行き違いがあったことは分かりました。私共も市長の委嘱を受けた人間が集まって審議をしているのだと、その事を踏まえていただかないと。検討委員会等を経てパブリックコメントも行った案だから変えられないということでは、我々も何の為に来たのかわからない。今後はそういった発言は注意された方が良いでしょう。勿論、いろいろ考慮して最終の結果としてそうなったのならしょうがない。だけど、私共も審議機関として市長からお願いしますと言われてきたのだから、それを考慮してもらいたい。そうでないと、今後審議ができない。

荻野委員

では、その景観の検討委員会がありましたよね。第7章より中に入れたほうが良いってというのは、どこに出ているのですか。私が議事録を見た所、そんなのはなかったのですけれども。パブリックコメントでも第7章についての話が出ていますし。

事務局

第2章14ページから26ページを体系的に27にページにまとめました。それで、その体系を発展させ、最終的に当初は第7章だった景観づくりの推進をこちらの方針という形で第2章の中にまとめさせていただきました。

荻野委員

だから、先ほどおっしゃった検討委員会の中でもそういう意見が出たということだけれども、最後の5回目の議事録に、「第7章は第3章から第6章までを進めるための各主体の役割を明確に書くべき。例えば、ゾーン別の景観形成方針に基づき具体的に景観づくりを進めていくための方法を示すべき。それには、市民の意見を聞き、今後の見直しを行う旨も示すとよい。」とこういう話が出ているわけですから、そうすると第7章は庁内検討委員会で第2章の中に入れられたということですね。

事務局

皆さんの意見を聞きまして、最終的に変更させていただきました。最初から全部できたわけではなくて、検討委員会と庁内検討委員会の中でお互いにキャッチボールしながら作っていった経緯がございますので、最初の段階であれば序章、次に1章から3章、という形で進めておりました。ですから、最終的に第7章までの検討を両検討委員会で終え、最終的なものとして第2章の方針の中に取り込んだ形で担当で素案を作成したということです。

神杉会長

何処で審議がされたかは別としてですね、第7章であったものを第2章に加えないで独立して定めた方が良いというご意見が大半を占めおまして、その辺をお考えいただきたいと思うのですが、いかがですか。



野口委員　　ここは審議機関なので、必ずそうしろとは言えないのですが、ただ、逆に私共も  
らった案というのは、検討委員会やパブリックコメントを経て最終的なものであると  
思いますが、しかしこの景観計画を益々良いものにしていくためには今後見直すこと  
も必要だろうという考えで意見を出しています。今、良い悪いというわけではなくて、  
私共は、その今後の方向性を含めたものを市長に答申するしかない。

神杉会長　　他にご意見がなければ、採決したいと思いますがいかがでしょうか。では、その7  
章にあった部分についてですけれども第2章に抱き込んでしまわないで独立した章  
で定めると言う方向性を示したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員一同　　はい。

神杉会長　　では、第2章の景観づくりの推進に景観計画の変更、見直し的手段及び機関を明記  
し、章として独立した形で定めることを当審議会の意見として、市長に答申したいと  
思います。

西川委員　　他に、第6章までの中でご意見、質疑等ございましたらお願いします。

西川委員　　5章の屋外広告物の関係なんですけれども、最後に「必要に応じて検討を行うもの  
とします。」という表現が中途半端なんですよね。検討するって何処でどういう基準  
で検討するのか、あやふやな計画だなと思ってしまいます。更に言えば、計画の中に  
各ゾーンごとの方針が作られていますから、屋外広告物についても各ゾーンの景観を  
くずさないというひとつの基準が書かれていないというのはおかしいと思うので、ど  
んな判断でこの様な文章にしたのかちょっと教えていただきたい。

事務局　　確かに屋外広告物の景観との絡みは非常に重要な部分でございますので、あえてこ  
の第5章で和光市景観計画として挙げさせていただいております。ただ、景観の重要  
な要素ですから景観条例とは別に、屋外広告物法に基づいた条例を別立てで作ること  
も今後検討する必要があるかと思えます。現在、埼玉県屋外広告物条例により、適切  
に誘導することを第一にしておりますが、今後問題等がございましたら検討しますと  
いうような表現で方針とさせていただきました。

西川委員　　私見ですが、これは景観計画ですから例えば各ゾーンごとの景観形成方針の基準に  
基づいて検討を行う、という文章の方が計画としては、妥当性があるのではないかと  
思います。商業地区、田園地区、住宅地区などそれぞれの屋外広告物の基準に基づい  
て審査するというほうが計画としてはスムーズだと思うので、この表現だとちょっと  
中途半端だなと。たまたま今は、駅前周辺のことしか書いていないのですが、畑の中  
に大きな広告物が作られることもあるかもしれませんので。

事務局　　今、県の屋外広告物条例は駅前のみならず、全域に該当します。

西川委員　　先ほど言った、市で作ったゾーン別の景観形成方針の基準に基づいて検討しますと  
いう文章の方が分かりやすいのだけれども、この必要に応じてという表現だと、何の  
必要に応じてだか分からないし、基準も分からないので、検討してくださいと言われ

た人も困ると思います。ゾーン別の景観形成方針に適應する様な形で作って下さいと言う文章なら分かるのだけれども。

事務局

あくまでも、第2章の方針に基づきまして景観づくりを行っていきますが、屋外広告物については、現在も権限が県にございますので、県の屋外広告物条例を適切に運用し、屋外広告物の誘導をやっていくことをまず挙げさせていただいて、将来的には、和光市が景観行政団体になっていけば、屋外広告物法に基づいた屋外広告物条例を策定する事も可能でございます。ということで必要に応じて検討を行うということを挙げております。また県内でいくつか景観条例を定めた市町村がございますが、屋外広告物法に基づく条例を定めていない市町村もかなりあります。

西川委員

和光市は屋外広告物条例を作っていくということですか。

事務局

まだ現段階においては未定のため、屋外広告物条例については必要に応じて検討を行いますという方針をここに挙げさせていただいております。

荻野委員

あの、屋外広告物条例は、今、埼玉県のものを用いているわけですよね。和光市が、計画行政団体になればこの条例を独自に作れるのですか。作れないのですか。権限は委譲されるのですか。

事務局

屋外広告物法に基づく条例を作る事は可能になっています。

荻野委員

可能になっていますね。そうすると、独自に屋外広告物を制限する条例を作ると。可能であれば、和光市に合った条例を作るとした方が良いのではないですか。

事務局

法律上は可能でございますが、県でも、今、見直しをかけている状況でございますので、その辺の動向を見て判断したいと考えております。景観行政団体になったからといってすぐに条例を作るという事ではございません。必要に応じて、可能だという事です。

荻野委員

そうすると、必要に応じて検討を行うという話にはならないでしょう。今の話からすると、行為の制限について、将来的には和光市独自の条例を設定しますとか、それを目指しますとかそういう話ではないのですか。ずっと、西川委員とのやり取りを聞いていて、私もここは必要に応じて検討を行うというのは、手続きをどこがどの様にするのか分からないので聞こうかと思っていたんです。ここもやはり審議会なりの組織が必要ですね。庁内だけではできないはずですよね。市民の意見を聞きながら、どういったものが良いのか聞きながらやるにはやはり組織が必要です。別の審議会ということではなくて、景観審議会でどのようにするのかということを明確に記載しておくべきだと思います。

神杉会長

今、荻野委員とお話の中で、和光市独自に条例を作れるというお話がありましたので、「必要に応じて検討を行うものとします」という表現が不適當なため、市で独自に検討を考えられるというような文章としたらどうかということですよ。それについては、いかがでしょうか。

西川委員 地域の景観特性に応じた屋外広告物の表示と書いてありますから、基準は地域の景観特性ということですので、各ゾーンの景観特性に準じて検討しますという事をはっきり書いてしまってもかまわないと思います。

神杉会長 その辺の文言の加筆についてご提案がございました。いかがでしょうか。

事務局 今現在、県で色々見直しをかけており、その動向を見極めている状況でございますので、今すぐ屋外広告物条例を作りますということには至りません。あくまでも重要な要素でございますから、その特性に応じたものを慎重に考える必要があるのですから今後検討するという事だけを入れさせていただきました。

荻野委員 将来的にですよね。

事務局 はい。

荻野委員 将来的にと言っている方が良いと思いますよ。必要に応じてやると言ったら、今すぐにやるという話になりますよ、必要に応じて。将来的には、和光市独自の行為の制限も考えていくというふうにしないと、必要に応じてだったら今できるという話になりますよ。違いますか。

事務局 必要に応じてというところを改めるというご意見については承りました。

佐久間委員 ひとつ聞きたいんですが、和光市の広告物が県の条例に適合しているということだと思うのですが、市がそういう報告を受けているのかどうか。県から指導を受けたかそういうものが今までありましたか。

事務局 県から指導という違反しているものがあつたかについては、その内容について、ここで触れることは控えさせていただきますけれども、県と連携をとって指導しております。

佐久間委員 有つたか、無いのか。有つたのですね。

事務局 有りました。

佐久間委員 分かりました。それでは、第6章の関係なんですけれども、この地図の駅を中心に南口と北口に繋がって伸びている道路ですが、北口の部分はこれから区画整理が始まるというのに何でこんなに距離が短いのか。区画整理をやる区域というのは、もっと広くて、その先まであるわけですからね。電柱を地中化するという計画が書いてありますけれどもそういうことも含めて、やはり、指定の距離をもう少し伸ばすべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 只今のご質問ですが、こちらの市道475号線につきましては、起点から終点までがこの区間ということで、この距離で位置付けております。駅前道路、駅等を含めて本市の玄関口ということで景観重要公共施設として2002号線と475号線のふたつの路線と駅前の交通広場を挙げております。

佐久間委員 分かりました。では、475号線だけではなくて、北口のこの先の道路、それを含めたらいかがですかというのが私の意見なのです。

事務局  
神杉会長

見直しで将来的にそこに加える事は可能かと思えます。

色々ご意見いただいておりますけれども他に何かございますか。他にご質問が無いようなので質疑を終了させて頂きたいと思えますがよろしいですね。

それでは、本日ご審議いただきまして出されました3点の意見につきまして、確認の採決をとりたいと思えます。まず、現在の案で第2章に入っている景観づくりの推進に景観計画の変更、見直し的手段及び機関を明記し、章として独立した形で定めること、次に第4章の景観重要建造物の9行目の緩和と支援について、具体的な内容として記載すること、3点目としまして、第5章の6行目の「必要に応じて」という表現が不適当なため、これを改めること、以上の3点につきまして、当審議会の意見として採用することに賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

委員一同  
神杉会長

「挙手」

はい。有難うございました。皆さんからご賛同いただけましたので、当審議会の意見として採用させて頂きます。それでは、前回ご審議頂いて採用になった3つの意見とただいまの3つの意見を合わせまして当審議会の意見として市長に答申したいしてまいりたいと思えます。有難うございました。これで、私共に諮問のありました議案についての審議は終了いたしました。事務局の方から何かございますか。

幹事

ご審議ありがとうございました。審議についてはこれで終わりなのですが、報告事項が一点ございますのでよろしいでしょうか。第209回の埼玉県都市計画審議会におきまして、和光北インター地区及び白子三丁目地区に関する和光都市計画が、継続審議になった件につきましてご報告させていただきます。5月8日に開催されました和光市都市計画審議会の決定を受けまして、6月8日に開催されました県の都市計画審議会において和光都市計画の3案件、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について、区域区分の変更について、用途地域の変更についてご審議いただきました。これらにつきまして、この審議会の直前の5月29日に市長並びに議会、県に対しまして、和光北インター地域土地区画整理事業が周辺環境・景観の視点から再考を求める要望書が周辺住民の一部等から出されました。これが、審議会の直前に出されたという事で審議会の中でも報告された上での審議となりました。こういった経緯がございましたので、その審議の中で周辺住民への説明が不十分ではなかったのではないのかというご意見が委員さんの中から出まして、他の意見もあったのですが、結果的に県の都市計画審議会会長一任となり、継続審議という結果になっております。市といたしましては、この結果を真摯に受け止めまして、ご指摘のございました周辺住民への説明会を早急にやる必要があるとの結論に至り、7月4、5、6日に3回の説明会を実施いたしました。参加人数は延べ110名で、色々活発なご意見を頂きました。主な質問、ご意見の内容につきましては、区画道路、公園、進出企業、地区計画、周辺交通量など配布した資料や当日の説明に関する事で、区画整理事業

そのものに対する反対等はありませんでした。この結果を受けまして市としては、説明会の実施により周辺住民に対する説明責任は果たせたものと認識をしております。また継続審議となっている都市計画については、白子3丁目地区の区画整理についても同じ案件であることからこちらでも7月1日と10日に説明会を実施しております。参加人数は延べ64名で、こちらでは早期に事業を実施していただきたい、というような意見が多数を占めており、北インター地区と同様に区画整理に反対との意見はありませんでした。なお、今回市議会に出されました陳情につきましては、全会一致で不採択という結果になっております。これを受けまして、7月21日に市長並びに市議会の正副議長が、県知事を訪問いたしまして、今回継続審議となっている案件につきまして市としては早急な実施をお願いしたいという要望をしております。今後につきましては、これまでの経緯を踏まえた上で、県の都市計画課の方と協力を取りご指導頂きながら、次回、9月に予定されている埼玉県都市計画審議会において、可決していただける様に全力を尽くし市一丸となってやっていくつもりでございますので宜しくお願いいたします。私からの報告は以上でございます。

神杉会長

はい。有難うございました。只今、事務局から報告がございましたが、県の方から方向性としては、和光市のご意向に沿って進めますという話を頂いております。さて、先ほどご審議いただいた和光市景観計画の策定に戻るのでありますが、今回お申いたします当審議会の意見が計画にどのように反映されたのかを確認する必要があると思えます。私に一任いただければ会長として責任を持って確認したいと思えますが、よろしいでしょうか。

委員一同

はい。

神杉会長

ありがとうございます。それでは、私の方で責任を持って確認いたします。

西田委員

すみません、今の報告についての質問なのですが。何故、これだけ参加者が増えたのですか。説明会に来られた方が100名を超えている、審議会の時には数名しかいないのに。近隣の参加者の範囲が広いということですか。

事務局

では、今回の周知の仕方についてご説明します。今回の北インター地区、白子3丁目地区についての都市計画審議会並びに都市計画の手續きに関しましては、通常の方法である広報やホームページで情報提供をしておりました。その中で今回、周辺地域の一部の方が知らなかったという話があり、この点から県の都市計画審議会の直前に要望書が出されたわけですので、我々としましてもより多くの方に確実に周知することが必要であると考え、両地区とも区画整理区域の道路境界及び敷地境界から概ね100mから300mの距離の範囲内を一定の区域としまして、直接チラシの配布をいたしました。それと合わせて、ホームページと市の広報によって説明会の周知をしたところ、北インター地区においては延べ110名、白子3丁目地区では延べ64名の方が出席されたということでございます。

西田委員

今後、都計審や説明会の参加者が2、3名とかいう現状を考えると、そういう周知方法をすれば多くの方が参加するというのであれば、やはり、意見の集約、幅広い周知のために何らかの方法を考える必要が有るということだと思えます。これは、今日の話とはちょっと関係ないのですが、審議会や説明会の開催など、広報に載っていることだけでは意見を出せるとかそういうことが分からないと思えます。自分に直接関係のあることじゃないと関心を持ってもらえないから、もうちょっと周知の仕方、特に都市計画はだいぶ先の話が多く、気付いた時には出来あがってしまって問題になったりするので、そういうことを考えてもらえたら良いのかなと思えます。

事務局

説明会の中で、広報の表記の仕方についてももう少し工夫するべきではないかというご意見を頂きました。今までは、法的な文言に則って、和光都市計画なになにの決定とか、なになにについてというような表記の仕方だったので、これについては、分かりづらい、私に関係があるのかも分からないというご意見を頂戴いたしましたので、今後については、チラシを全戸配布するわけにはいきませんが、広報の表記の仕方を含め周知方法につきましては工夫していきたいと考えております。

神杉会長

よろしいですか。

西田委員

はい。

神杉会長

以上で本日の審議は全て終了いたしました。委員の皆様には大変長時間に渡りまして熱心なご審議いただき、誠に有難うございました。お疲れ様でございました。